

長崎県スポーツコミッション スポーツ合宿拠点づくり推進事業補助金のご案内



長崎県スポーツコミッションでは、当コミッションが合宿誘致活動に関わったスポーツ団体に対し、予算の範囲内で補助金を交付する制度があります。

1. 補助対象者

本拠地を県外とする以下の団体(但し、離島地区で合宿を実施する場合、同一自治体外の 団体を対象とする。)

- 大学の体育会等運動部(短大、サークル・同好会は除く)
- ・実業団相当の社会人クラブチーム
- ・実業団及びプロ等のスポーツ団体

2. 補助金上限額

最大100万円(対象経費の1/2以内)

3. 対象経費

- 交通費
 - ※出発地点の対象は、チーム合宿所(寮)、チーム(会社及び学校)が所有または管理する 練習拠点、集合場所となる駅または空港等です
- 宿泊費

4. 補助の対象とならないもの

- 営利を目的とするもの
- ・政治的又は宗教的活動を目的とするもの
- ・国又は地方公共団体が主催するもの
- 各県持ち回りのスポーツ合宿
- ・練習地と宿泊地が同一市町でないもの
- スポーツ活動が主目的でないもの
- ・スポーツ活動の実績が確認できない団体が実施するもの
- 団体との関係性が認められない参加者
- その他会長が不適当と認めるもの

5. その他

- 交付の対象となる期間は実施初年度を基準に3年間となります。
- 対象経費に対し別財源による収入がある場合その収入額を控除した額が補助額となります。
- ・実業団・プロチーム及び過去1年以内に全国大会においてベスト8以上の成績を収めた大学・社会人チームが初めて合宿を行う場合は加算制度がございます(一部市町は対象外)

6. 申請・交付のながれ

①事前相談

本補助金の交付を希望される団体は、事前に長崎県スポーツコミッションへ電話でご相談 ください。(連絡先: 095-822-6350)

②事業認定申請書の提出

合宿開始日の20日前までに以下の書類を提出すること。その際、代表者印を押印した書類を郵送で提出するとともに、データ(様式第2、3号はWord、その他書類はPDF)をメールで送信すること。

- 〇様式第1号(事業認定申請書)
- 〇様式第2号(事業実施計画書)
- 〇様式第3号(収支予算書)
- ○その他会長が必要と認める書類(以下、A~D)
 - A、合宿行程表 ★別添の様式をご利用下さい
 - ※移動行程(利用する交通機関、時刻を記載)
 - ※練習日程(使用予定施設、使用時間、練習内容を記載)
 - (以上の項目が把握可能であれば、任意フォーマットも可)
 - B、参加者名簿 ★別添の様式をご利用下さい
 - ※氏名、役職等(選手・コーチ・トレーナー等、大学生は学部・学年等)を記載
 - ※外部のトレーナー(トレーニングコーチ)等が含まれる場合、トレーナー活動等の概要がわかる資料(名刺等の写し)も添付すること
 - (以上の項目が把握可能であれば、任意フォーマットも可)
 - C、参加者名簿との照合が可能な資料
 - ※選手名鑑、大会・リーグ戦のメンバー表、部のホームページ等の写し等
 - D、団体の活動状況が確認できるもの(ナショナルチームの場合は不要)
 - ※過去1年間の大会成績がわかる資料
 - ※競技団体ホームページに掲載されている大会詳細(組合せ・結果)等

③認定通知書の受信

長崎県スポーツコミッションから認定通知書(様式第4号)を郵送しますので、届きましたら保管をお願いします。なお、本認定通知書により、当該合宿が補助対象として認められたこととなりますが、実際の交付額の確定は事業実績報告書の提出・確認後となります。

4)合宿実施

- 合宿中には以下の書類等の収集をお願いします。
- ○交通費(公共交通機関利用)の領収書及び明細書
 - ※レンタカーは県外(離島の場合は同一自治体外)で借りたものに限り、往路・復路で使用した日のみ対象となります。また、県内(離島の場合は同一自治体内)で乗り捨てた場合は、往路にあたる日のみ対象となります。なお、ガソリン代は対象外です。
- ○宿泊費の領収書及び明細書(宿泊施設又は旅行会社が発行するもの)

⑤交付申請書兼請求書の提出

合宿終了後30日以内もしくは事業の属する年度の最終営業日のいずれか早い日までに、 以下の書類を提出すること。その際、代表者印を押印した書類を郵送で提出するとともに、 データ(様式第6、7号はWord、その他書類はPDF)をメールで送信すること。

- 〇様式第5号(交付申請書兼請求書)
 - ※補助金振込先は申請者(団体代表者)名義の口座を記入し、同一団体内で代理人を定める場合は委任状を提出すること。なお、申請者と異なる団体等へはお振り込みできません。
- 〇様式第6号(事業実績報告書)
- ○様式第7号(収支精算書)
- ○補助対象経費の算定根拠となる書類の写し(④で記載しているもの)
- ○合宿の行程表 ★別添の様式をご利用下さい
 - ※事業認定申請時に作成したもの(移動行程表、練習計画表)を実績ベースで作成し直 して下さい。
 - (以上の項目が把握可能であれば、任意フォーマットも可)
- 〇アンケート調査表
- ○その他会長が必要と認める書類
 - ・合宿参加者名簿 ★別添の様式をご利用下さい
 - ※事業認定申請時のものではなく、実際に参加した方の参加者氏名、種別(選手・コーチ・トレーナー、学部・学年等)を記載した名簿を作成・提出して下さい。
 - (以上の項目が把握可能であれば、任意フォーマットも可)

⑥交付決定通知書の受信

長崎県スポーツコミッションが申請内容を審査し、対象と認められる経費への交付額を算定したうえで、補助金交付決定通知書及び交付額確定通知書(様式第8号)を郵送しますので、届きましたら保管をお願いします。

⑦指定口座へ補助金の振込

長崎県スポーツコミッションから指定口座に補助金が振り込まれます。

※その他、諸条件がありますので必ず要綱をご確認下さい。

《補助金交付までの流れ》

※番号は本文参照

①長崎県スポーツコミッションと事前相談

※ご希望する合宿内容に合わせて、最適な合宿地をご提案いたします。



②事業認定申請書の提出(20日前まで)



③認定通知書の受信



4合宿実施



⑤交付申請書兼請求書の提出(30日以内)



⑥交付決定通知書の受信



⑦指定口座へ補助金の振込